

事 務 連 絡
平成20年10月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局、母子保健主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

食品による窒息事故防止の徹底について

社会福祉施設等における食事提供等に関する安全確保については、日頃より格段のご配慮をいただいているところですが、本年9月に「こんにゃく入りゼリー」による幼児の窒息事故が発生したことを踏まえ、内閣府食品安全委員会のホームページに『「こんにゃく入りゼリー」による窒息事故について（平成20年9月30日更新）』が掲載されましたので、情報提供いたします。

これまでも、社会福祉施設等における食品による窒息事故の防止については、「食品による窒息事故について」（平成20年5月8日事務連絡）等により、適切な指導をお願いしているところですが、各都道府県等におかれては、こうした事故を防止するため、乳幼児、高齢者などでは、食べ物による窒息がおきやすいことに留意し、貴管内の市町村、児童福祉施設、介護保険施設、老人福祉施設、関係団体等に対し、再度、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起を行うよう、関係者への周知徹底についてお願いいたします。

（参考）内閣府食品安全委員会ホームページ

<http://www.fsc.go.jp/sonota/konnyakujellyjiko1907.html>